松崎町

産後ケア事業



お母さんと赤ちゃんの生活リズムを作るため、医療機関や助産院または自宅で、母子のケアや授乳相談・育児相談などが受けられる事業です。 宿泊型(ショートステイ)、日帰り型(デイケア)、訪問型から選んでご利用ください。

利用できる方

出産、退院した後、ご自身の体調や育児に不安があり 支援を必要とするお母さんと生後12か月末満の赤ちゃん。

※松崎町に住所を有する方に限ります。

臼井医院は離乳食開始前の赤ちゃんに限ります。

※医療行為の必要な方は利用できません。



利用できる施設

(1) 臼井医院 下田市 2 - 3 - 27

a 0558(22)1221

(2) 桃太郎助産院 伊豆市日向 570 - 1

a 0558(72)5262 (携帯) 090(8866)6905

産後ケアの内容

種別	内 容	臼井医院	桃太郎助産院
宿泊型	医療機関等に宿泊し、母子のケアや授乳	0	0
(ショートステイ)	指導・育児相談が受けられます。	O	
通所型	医療機関等に通い、母子のケアや授乳指	0	0
(デイケア)	導・育児相談が受けられます。	O	
訪問型	助産師が自宅に訪問し、母子のケアや授	×	0
	乳指導・育児相談が受けられます。	^	

~裏面もご覧ください~

【問合せ先】

松崎町役場健康福祉課 ☎0558(42)3966



利用できる日数・費用等

種別	利用できる	利用者負担金		食事
	日数の上限	臼井医院	桃太郎助産院	尺 尹
宿泊型	6泊7日まで	5,000円	5,000円	昼食2食
(ショートステイ)		(1泊2日)	(1泊2日)	朝食•夕食
通所型	4日間まで	1,680円	2,000円	昼食•夕食
(デイケア)		(1 🗆)	(1 🗆)	昼長・夕良
訪問型	4 日間まで	_	1,600円	_
에미프	チロ回めて		(1 🗆)	

- ※非課税世帯は無料、生活保護世帯は免除されます。
- ※利用者負担金は、利用施設または訪問した助産師にお支払いください。
- ※食事の回数は、利用時間によって異なります。

利用方法

(1) 申込み

利用を希望する方は、「松崎町産後ケア事業利用申請書」を健康福祉課に提出してください。

※申請書は健康福祉課窓口にあります。松崎町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 利用決定

利用についての審査後、「松崎町産後ケア事業利用承認(不承認)通知書」を利用する方に送ります。通知書は利用施設、訪問した助産師に提示してください。

(3) 利用開始

利用者が利用施設に連絡し、具体的な利用開始時間等確認してください。 ※キャンセルする場合は、直接利用施設にご連絡ください。

持ち物(宿泊型・通所型)

お母様:洗面用品・着替え・化粧品類等

お子様: 普段使用している紙おむつ・着替え・おしりふき・粉ミルク・哺乳瓶等 その他: 健康保険証・母子手帳・通知書(上記)・バスタオル・フェイスタオル等

利用施設備品(宿泊型•通所型)

備品については、利用施設にお問合せください。

